

ビジネス渡航者向け新型コロナウイルス PCR 検査について

- この検査を希望される方は、以下の項目をすべて満たす方が対象となります。

- ① ビジネス目的の海外渡航であること。
- ② 所属会社や団体（人事部・上司）からの依頼状（大手町病院書式あり）があること。
- ③ 有効期間内のパスポートがあること。
- ④ 渡航国に応じた記載内容、所定書類有無を予め外務省、大使館のホームページ等で確認してあること。（※所定書類がある場合は必ず事前に提出すること）
- ⑤ 通常、検査後 1～2 時間で証明書発行が可能であるが、検査件数や機器の状態により証明書発行が翌日～3 日後になる場合があることに承諾していただくこと。
- ⑥ 過去 2 週間以内に新型コロナウイルス感染者（治癒した者は除く）と接触していないこと。
- ⑦ 過去 2 週間以内の体調が良好であること。
- ⑧ 検査結果が陽性になった場合、感染者として保健所の指示に従うこと。

- 当日持参する物

- ① 渡航者向け PCR 検査同意書（必須）
- ② 会社・団体からの渡航用 PCR 検査依頼状（可能な限り）
- ③ 渡航国所定の書類（ある方のみ）
- ④ 旅程表（ある方のみ）
- ⑤ パスポート（必須）
- ⑥ マスク（必須）※着用して来院ください

健和会大手町病院

海外渡航ワクチン外来